



# 佐賀県公報

平成16年  
12月9日  
(木曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則

(六三・会計課) 一

### 公告

○平成十六年二級建築士及び木造建築士試験合格者

(建築住宅課) 三

### 公布された規則のあらまし

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第六三三号)

- 1 所得税の過納額の払出通知をするときは、支払額調書をもって所得税払出請求書に代えることができることとした。(第一三五条関係)
- 2 所得税の過納額の還付に係る支払額調書の様式を定めることとした。(様式関係)
- 3 この規則は、平成一六年一二月一〇日から施行することとした。

## ○規則

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月九日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第六三三号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三百三十五条第二項に次のただし書を加える。  
ただし、所得税の過納額を還付するときは、支払額調書をもって、所得税払出請求書に代えることができる。  
様式第四十五号の次に次の一様式を加える。

様式第45号 (年末調整用)

支払額調査書

所属コード	
所属要	
摘	

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(内訳)

職員番号	氏名	還付税額

職員番号	氏名	還付税額

職員番号	氏名	還付税額
所属計		
執行所属計	人	

作成担当者	年 月 日
職	氏 名
	⑨

附 則  
この規則は、平成十六年十二月十日から施行する。

○ 公 告

平成16年7月4日及び同年9月26日に実施した二級建築士試験並びに平成16年7月25日及び同年10月10日に実施した木造建築士試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成16年12月9日

佐賀県知事 古 川 康

平成16年二級建築士試験

8 B - 10010N	8 B - 10080N	8 B - 10151 P
8 B - 10208R	8 B - 10248N	8 B - 10250R
8 B - 10266K	8 B - 10403P	8 B - 10405 Y
8 B - 10406K	8 B - 10433 Y	8 B - 10506M
8 B - 10533L	8 B - 10590M	8 B - 10645 L
8 B - 10699 Y	8 B - 10701 L	8 B - 10744M
8 B - 10773N	8 B - 10802 P	8 B - 10941N
8 B - 10996M	8 B - 11040P	8 B - 11096 P
8 B - 11179N	8 B - 11181R	8 B - 11182 Y
8 B - 11238 Y	8 B - 11265R	8 B - 11295K
8 B - 11308 Y	8 B - 11336 Y	8 B - 11364 Y
8 B - 11391R	8 B - 11393K	8 B - 11394 L
8 B - 11435K	8 B - 11478L	8 B - 11494N
8 B - 11606N	8 B - 11618L	8 B - 20022R
8 B - 20069N	8 B - 20108K	8 B - 20151 L
8 B - 20235L	8 B - 20266 P	8 B - 20320M

8 B - 20335N	8 B - 20361 L	8 B - 20362M
8 B - 20365R	8 B - 20376M	8 B - 20392P
8 B - 20417L	8 B - 20460M	8 B - 20461N
8 B - 20504P	8 B - 20546P	8 B - 20559N
8 B - 20560P	8 B - 20587N	

平成16年木造建築士試験  
合格者なし

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十二月九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)